

宮城地方最低賃金審議会  
宮城県自動車小売業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

令和2年12月28日公開

|      |   |      |      |
|------|---|------|------|
| 開催日時 | 令和2年10月1日（木）<br>午後 3時15分<br>～<br>午後 4時35分   |      |      |
| 出席状況 | 公益を代表する委員   | 出席2名 | 定数3名 |
|      | 労働者を代表する委員  | 出席2名 | 定数3名 |
|      | 使用者を代表する委員  | 出席2名 | 定数3名 |
| 主要議題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>(2) 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>(3) 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について</li> <li>(4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて</li> <li>(5) 関係資料の説明について</li> <li>(6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について</li> <li>(7) 金額審議について</li> <li>(8) その他</li> </ul>   |      |      |
| 議事要旨 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について<br/>部会長に赤石委員、部会長代理に内藤委員が選出された。</li> <li>(2) 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について<br/>案のとおりとすること、施行年月日は本年10月1日とすることで、了承を得た。</li> <li>(3) 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について<br/>金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、各種団体のHPにより作成された部分は公開とした。</li> <li>(4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて<br/>最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出は、なかった旨報告された。また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認められた場合は、その時判断することとされた。</li> <li>(5) 関係資料の説明について<br/>資料に基づき、説明がなされた。</li> <li>(6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について<br/>労働者代表委員より、自動車総連の今春闘の結果、ベア獲得が平均1,499円となっていること等、中小企業含め賃金の底上げ、格差是正の取り組みが進んでいること、ディーラー系は時短はあったが通常通り営業しており、小売だけでなく整備や保険販売も行っていることから最低賃金を引き上げるべきである旨の主張があった。使用者代表委員からは、販売台数が年々減少し、昨年はピーク時の6割、約6万4千台にまで落ち込んでいること、労働力不足に伴う人件費の上昇に加え、新型コロナウイルスによる経済悪化はリーマンショック時を超える状況であり、先行きが不透明な中、事業継続と雇用維持を最優先に考えると最低賃金を引き上げることはできない旨の主張があった。</li> <li>(7) 金額審議について<br/>労働者側より引上げ額の提示、使用者側より据え置き額の提示がなされ、合意に至らず。</li> <li>(8) その他<br/>事務局より、第2回目以降の審議日程について説明があった。</li> </ul> |      |      |